

令和2年（2020年）5月29日

施設長様
事業所管理者様

姫路市障害福祉課長

兵庫県対処方針の変更に係る障害福祉サービス等事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、感染拡大防止に関する措置等を内容とする「緊急事態宣言」について、令和2年5月25日、全国的に解除されました。これを受けて、兵庫県においても対処方針の変更が行われたため、今後の障害福祉サービス等事業所の対応について、下記のとおりとします。

記

1 県対処方針

(1) 対処方針

- ・ 政府の基本的対処方針で示された段階的な移行期間（5月25日～7月31日の約2か月間）等を踏まえ、今後の感染拡大予防と社会経済活動の再開を基本として、①外出自粛等の緩和、②感染防止に配慮した生活様式を段階的に進めていきます。
- ・ 当面は、今後6月1日から3週間程度の感染状況等を踏まえて、必要に応じた対応を検討します。

(2) 障害福祉サービス事業所における感染予防対策

- ・ 施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。
- ・ 面会者等からの感染を防ぐため、オンライン面会・会議等の活用など、可能な限り直接対面を避けるようお願いします。
- ・ 感染発生時を想定した衛生用品確保や人員体制の検討など、感染第2波に備えた対応についても、引き続き、ご検討をお願いします。

2 姫路市における対応

上記1に留意して事業を実施してください。利用自粛の協力を求める必要はありません。

ただし、通所・短期入所等サービス利用者について、6月1日から3週間程度は、感染のおそれから利用者の判断で事業所の利用を自粛した場合は、電話や訪問などで利用者の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして基本報酬の対象とします。

3 児童通所サービス等について

(1) 児童発達支援については、保育所等の登園自粛要請の終了等に伴い、令和2年4月6日付「新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業延長に係る放課後等デイサービス事業所等の対応について」等の対応を終了します。上記1に留意して事業を実施してください。利用自粛の協力を求める必要はありません。

ただし、6月1日から3週間程度は、感染のおそれから利用者の判断で事業所の利用を自粛した場合は、電話や訪問などで児童の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして基本報酬の対象とします。

(2) 放課後等デイサービス及びタイムケアについては、別添のとおりとします。

(3) 保育所等訪問支援については、令和2年4月6日付「新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業延長に係る放課後等デイサービス事業所等の対応について」等の対応を終了します。上記1に留意して事業を実施してください。利用自粛の協力を求める必要はありません。

ただし、6月1日から3週間程度は、感染のおそれから利用者の判断で利用しない場合は、電話や訪問などで児童の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして基本報酬の対象とします。

4 問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当（電話 079-221-2454／Fax 079-221-2374）